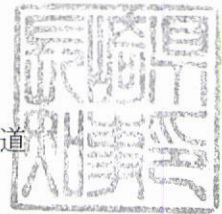


23 統 第 25 号
平成23年 4月27日

(社) 長崎県建設業協会 様

長崎県知事
中 村 法 道



平成24年経済センサス - 活動調査の実施に関する協力について (依頼)

平素より、各種統計調査に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、総務省統計局においては、平成24年2月1日を調査日として「平成24年経済センサス - 活動調査」を実施いたします。

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、事業所及び企業の活動の実態を調査し、我が国における産業構造を包括的に明らかにすること等を目的とし、これまで行われてきた事業所・企業統計調査やサービス業基本調査などの大規模統計調査を統合して実施されるものです。調査は、全国のすべての事業所及び企業を対象としており、この結果に基づいて作成される統計は、国や地方公共団体の経済政策や雇用政策、中小企業政策などの各種行政施策の基礎資料として、幅広く利用されます。

調査は、単独事業所(企業)については「調査員による調査」、支社・支所・支店等を有する企業、一定規模以上の製造業の事業所、純粋持株会社については「国、都道府県及び市による調査」、という2つの方法で行われます。

「調査員による調査」は、平成24年1月までに、調査員が事業所の新設・廃業等の確認や調査票への記入依頼、調査票の配布を行い、2月から調査員に調査票を御提出いただきます。

「国、都道府県及び市による調査」は、調査対象となる事業所・企業を正確に把握するため、平成24年2月の調査に先立って、まずは平成23年6月から対象企業あてに「事業所等確認票」が郵送され、内容を確認・修正いただき御返送いただく方法により、支所・支社・支店等の新設・廃止や事業内容等の事前確認が行われます。次いで、事前確認の結果に基づいて、事前確認時に選択いただいた「調査票による回答」または「インターネットによる回答」のいずれかの方法により、平成24年1月までに郵送される調査票またはインターネット回答用IDを用いて、平成24年2月から御回答いただくこととなります。

また、支社等を有する企業については、企業に属するすべての支社等の情報を正確に把握するため、企業の本社等に調査票が一括して送付され、企業全体の数字とともに、支社等ごとの従業者数や売上金額などについても本社等において御記入いただき、郵送またはインターネットで御回答いただくものとなっております。

皆様におかれましては御多忙中恐縮とは存じますが、この調査の趣旨、必要性を御理解いただき、貴団体傘下の会員様、組合員様等への周知、理解促進について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先
長崎県県民生活部
統計課 商工勤労統計班
電話：095-895-2226
FAX：095-895-2565

活動調査

経済の国勢調査を実施します



ビルちゃんとケイちゃん



経済センサスキャラクター

総務省・経済産業省



調査の方法(つづき)

(1) 調査員による調査

調査員が、平成24年1月までに事業所の新設・廃業等の確認や調査票への記入依頼、調査票の配布を行い、2月から調査員に調査票を提出していただきます。国が指定する一部の積雪地域では郵送で市町村あてに調査票を提出していただきます。



(2) 国・都道府県及び市による調査

① 支社等と回答方法の事前確認

ア 事前確認の目的

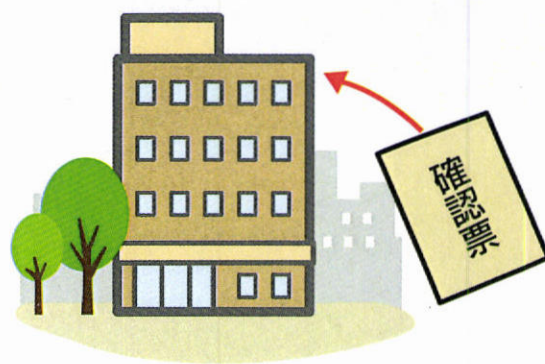
正確な統計を作成するためには、調査対象となる事業所・企業を正確に把握することが必要です。このため、平成24年2月に行う調査に先立ち、企業の支所・支社・支店等の新設・廃止や事業内容等を確認します。

正確な統計！



イ 確認の方法

平成23年6月から、対象となる企業あてに「事業所等確認票」を郵送します。印字されている内容を確認・修正していただき、調査票の回答方法(郵送かインターネットによる回答)をご記入の上、返送していただきます。



② 調査票の配布・回答方法

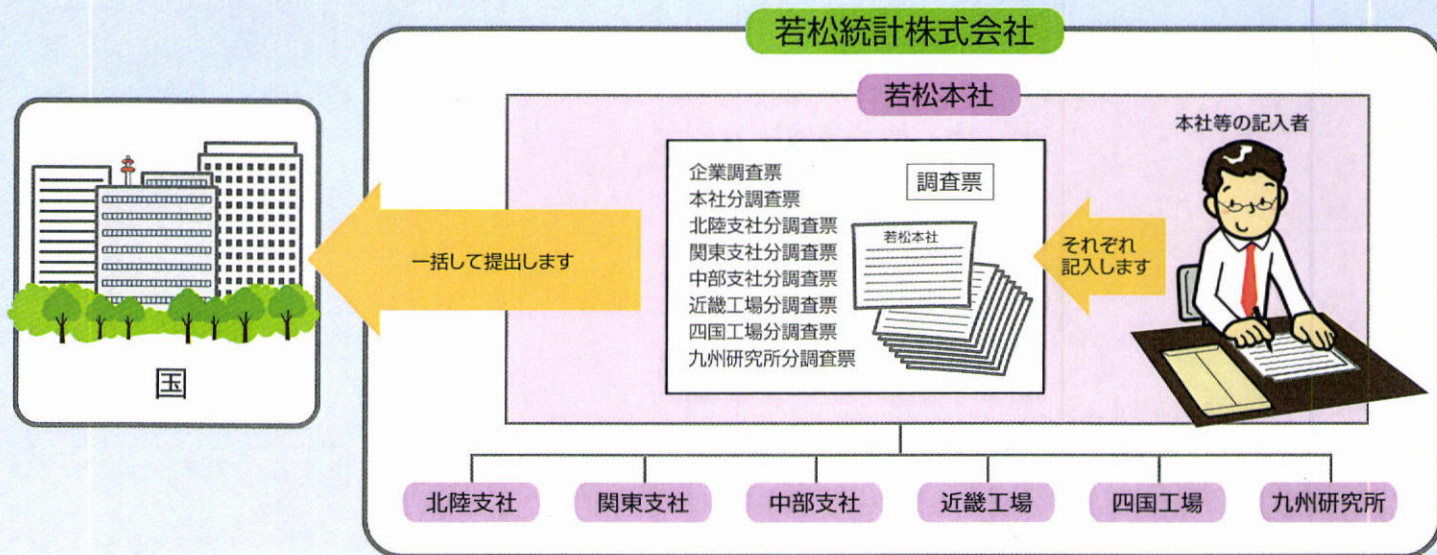
事前確認させていただいた結果に基づいて、事業内容に応じた調査票又はインターネット回答用のIDを平成24年1月までに郵送します。事前に確認させていただいた方法で2月から回答していただきます。



本社一括調査

国・都道府県及び市による調査の対象となる支社等を有する企業には、企業に属するすべての支社等の情報を正確に把握するため、企業の本社等に調査票を一括して

送付します。企業全体の数字とともに、支社等ごとの従業員数や売上金額などについても本社等において記入していただき、郵送又はインターネットで回答していただきます。



■支社等とは

本社等が統括している事業所のことをいい、支所・支社・支店のほか、従業員を有し、事業活動が行われていれば、営業所、出張所、工場、自社の倉庫や社員寮、配送センターなどもすべて含まれます。



〇〇本社※



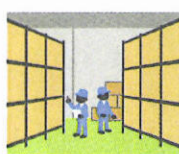
支所・支社・支店



営業所



工場



従業員のいる倉庫



管理人のいる寮



配送センター



研究所



社員研修センター



車両整備所



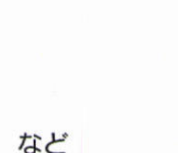
資料館



開発センター



お客様センター



など

※「東京本社」など名称に本社とあっても、他から統括を受けていれば支社等に含めます。



廃止又は中止した統計調査のお知らせ

平成24年経済センサス・活動調査を実施するに当たり、以下の統計調査を廃止又は中止とし、活動調査において必要な事項を把握します。

(1) 廃止した統計調査

- ①「事業所・企業統計調査」
- ②「サービス業基本調査」
- ③「本邦鉱業のすう勢調査」

(2) 中止した統計調査

- ①「平成21年商業統計調査」
- ②「平成23年工業統計調査」
- ③「平成23年特定サービス産業実態調査」



調査結果から何が分かるか

「事業所・企業統計調査」で把握していた産業別の事業所数、従業員数は、経済センサスでも引き続き提供します。
また、新たに産業別の売上高、費用や付加価値額を提供します。

(1) 産業別の事業所数と従業者別の内訳

個人業主、無給の家族従業者、有給役員 正社員・正職員以外
正社員・正職員 臨時雇用者



平成18年事業所・企業統計調査より



調査結果の公表方法及び時期

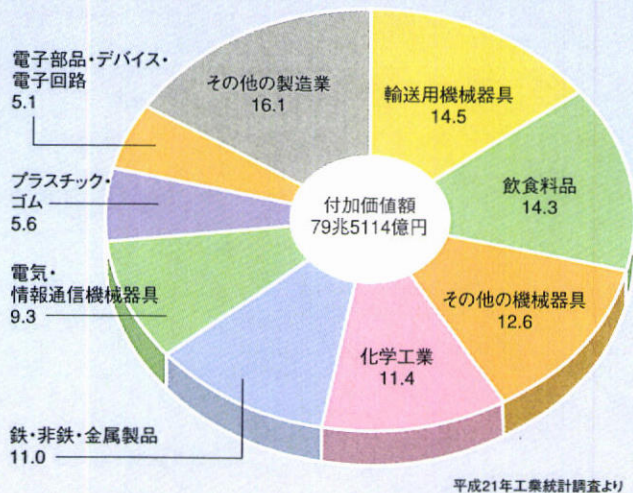
(1) 公表の方法

インターネット(e-Stat)及び印刷物により公表します。

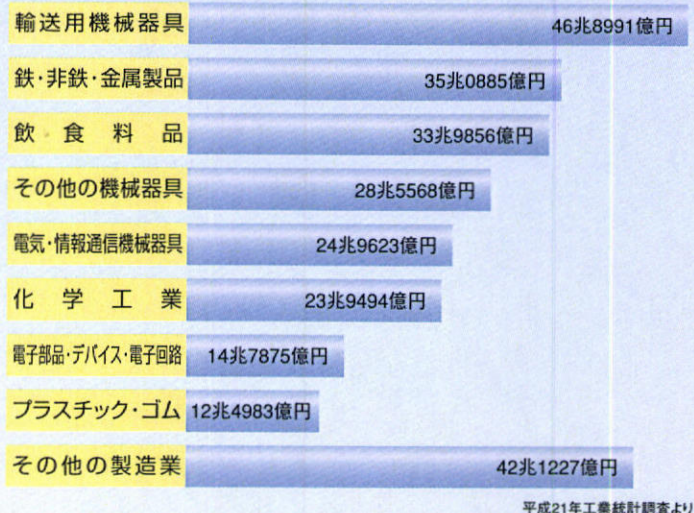
(2) 公表の時期

速報集計結果:平成25年1月末
確報集計結果:平成25年の夏ころから順次公表

(2) 製造業の付加価値額及び産業別割合 (%)



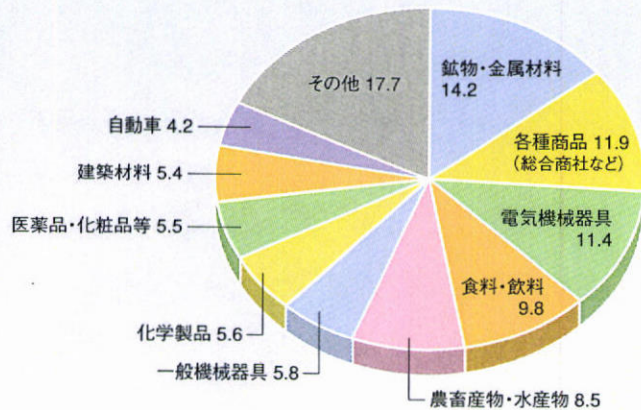
(3) 製造業の製造品出荷額等



(4) 卸売業、小売業の年間商品販売額の業種別割合 (%)

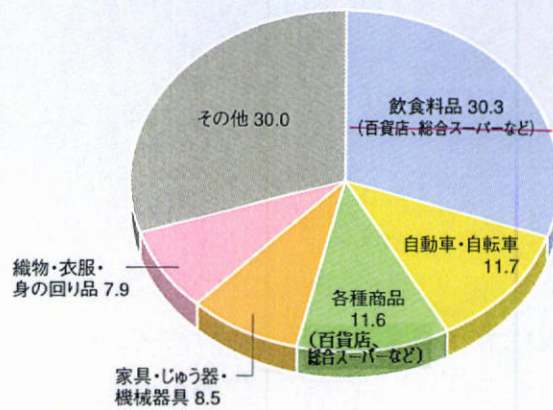
卸売業の年間商品販売額の業種別割合

平成19年商業統計調査より



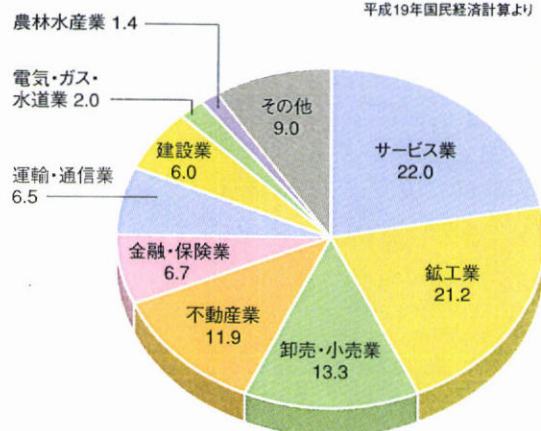
小売業の年間商品販売額の業種別割合

平成19年商業統計調査より



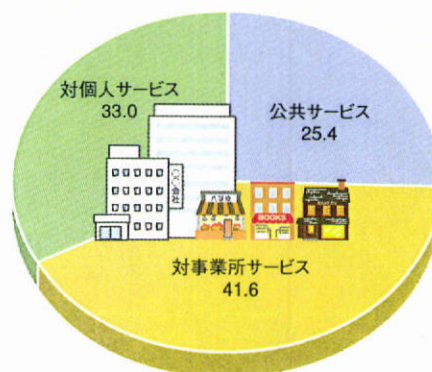
(5) GDPの産業別割合 (%)

平成19年国民経済計算より



(6) サービス業の生産額の割合 (%)

平成19年国民経済計算より



さらに、活動調査結果によってすべての産業についての経済活動の実態が明らかになるほか、サービス産業についてもより詳細な実態が明らかになります。



調査の目的

日本の経済力を知るための調査です。

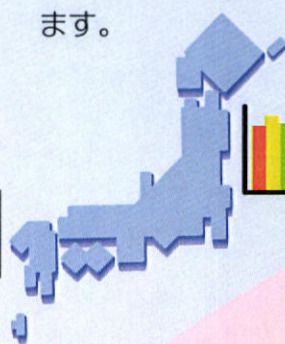
この調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状況を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的としています。平成24年の活動調査では、平成21年に実施した

基礎調査によって得られた情報を有効に活用して売上高や費用等の経理項目の把握に重点を置いた調査を総務省及び経済産業省が中心となって行います。



調査の期日

平成24年2月1日現在で実施します。



法的根拠

この調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)という法律に基づいた基幹統計調査として実施します。



この調査は報告の義務があります

「統計法」では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これらに反したときには罰則が定められています。

なお、調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することはありません。

報告の義務!

漏らしては
いけない義務!





調査の対象

全国すべての事業所が対象です。



調査事項

経営組織、事業所の開設時期、従業者数、事業所の主な事業の内容、売上及び費用の金額、事業別売上金額などを記入していただきます。



調査の方法

調査は、「調査員による調査」と「国、都道府県及び市による調査」の二つの方法で行います。調査員による調査においては、支社等のない事業所及び新設された事業所を、都道府県知事が任命する調査員が訪問して調査します。

また、国、都道府県及び市による調査においては、支社等を有する企業、一定規模以上の製造業の事業所、純粋持株会社を、国、都道府県及び市が民間事業者を通じて郵送で調査します。



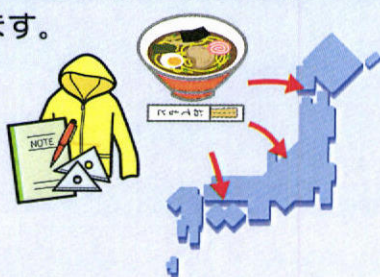


調査結果はこのように利用されます

- (1) 国内総生産(GDP)、都道府県民所得等の推計に利用されます。



- (2) 地方消費税を都道府県や市町村に交付する際に利用されます。



- (3) 地域の産業振興や商店街活性化のための施策に利用されます。

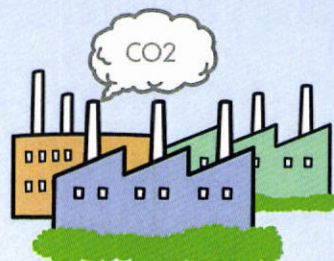


- (4) 工業団地開発計画・企業誘致施策のための基礎資料として利用されます。



- (5) 過疎地域自立促進計画策定のための基礎資料として利用されます。

- (6) 温室効果ガス排出量の算定に利用されます。



- (7) 工業用水の需給計画、下水道計画策定のための基礎資料として利用されます。

- (8) 各種補助金を交付するための基礎資料として利用されます。

基礎資料



- (9) 地方公共団体による、中心市街地活性化基本計画の施策に利用されます。

たとえば、中心市街地における経済活動の現状を把握するため事業所数、従業者数、年間販売額等が利用されます。

〔施策の一例〕

- ・アーケード架け替え工事
- ・街路灯の整備等



ホームページのご案内

総務省統計局

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/index.htm>

経済産業省

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>

調査実施のお知らせ

第1回「経済センサス-活動調査」 を平成24年2月に実施します

日頃から、経済産業省所管の各種統計調査にご協力いただきありがとうございます。

総務省・経済産業省では、各府省協力のもと、平成24年2月1日に、事業所・企業の活動状況を明らかにするため「平成24年経済センサス-活動調査」の実施を予定しています。

調査にご理解いただきますようお願いいたします。

平成24年経済センサス - 活動調査について

1 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所・企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する名簿情報を得ることを目的としています。

2 調査の法的根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として実施します。

3 調査の期日

平成24年2月1日現在で実施します。

「平成24年経済センサス-活動調査」の実施に当たっては、総務省が実施する「事業所・企業統計調査」、「サービス業基本調査」を統合するほか、経済産業省が実施する「平成23年工業統計調査」、「平成21年商業統計調査」、「平成23年特定サービス産業実態調査」についても、経済センサス-活動調査の中で必要な事項を把握することとしています。

4 調査の対象

農林漁家、家事サービス業、外国公務、国及び地方公共団体の事業所を除く全国すべての事業所・企業が対象となります。

5 調査の方法

● 調査員調査

単独事業所（企業）については、調査員が事業所を訪問し、調査票を配布・回収する方法を予定しています。

● 直轄調査

複数の事業所を有する企業及び一部の単独事業所については、行政機関が調査票を郵送により配布し、郵送（紙・電子媒体）で回収する方法、又はインターネットで回収する方法を予定しています。

6 調査事項

従業者数などの基本的な項目、売上高や費用などの経理事項等を調査します。

7 結果の利用

調査の結果は、以下のような各種行政上の基礎資料等として幅広く利活用される予定です。

● 行政上の施策への利用

経済政策、環境政策、雇用政策、中小企業政策などの各種施策の基礎資料

● 地方公共団体における利用

産業振興政策、交通計画策定、経営改善指導などの基礎資料

● 経済指標への活用

GDPや各種指数等の基礎資料

● 民間企業、各種団体での活用

経営計画、出店計画などの策定の基礎資料

● 各種法令に基づく利用

地方消費税の清算及び市町村への交付の際の算定基準

【問い合わせ先】

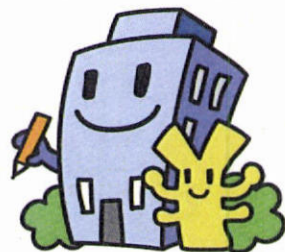
経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 産業統計室

TEL 03-3501-6606（直通）

経済センサス活動調査については下記のURLをご覧ください

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>

ビルくんとケイちゃん



経済センサスキャラクター

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。